

◎国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

(平成三〇年六月二〇日法律第五七号) (衆)

一、提案理由 (平成三〇年五月三十一日・衆議院本会議)

○富岡勉君 ただいま議題となりました四法案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

最後に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案は、スポーツを通じて世界各国と協調していく観点から、学校教育としてのイメージの強い体育の語を用いる体育の日の名称を、スポーツの日に改めるなどとするものであります。

本案は、昨三十日、文部科学委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

…………… (略) ……………

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院文教科学委員長報告 (平成三〇年六月一三日)

○高階恵美子君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

四法律案は、いずれも衆議院文部科学委員長提出によるものであります。

…………… (略) ……………

最後に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案は、体育の日の名称をスポーツの日に改めようとするものであります。

委員会におきましては、四法律案を一括して議題とし、ドーピングに関する情報共有の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、順次採決の結果、ドーピング防止法案及び東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ特別措置法改正案はいずれも多数をもって、スポーツ基本法改正案及び祝日法改正案はいずれも全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。